⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

ⓑ　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年４月15日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社または３社の組合せとする。

ⓐ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓑ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

ⓒ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓐの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓓ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ⓔ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　特定ＪＶの代表者は、平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす工事（新築工事、増築工事のいずれの場合も、躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の図書館、博物館、美術館、事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の建築物において、収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫、閲覧室、事務室又は会議室の合計面積が5,000㎡以上有するもの

２）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ただし、上記１）から３）は同一工事であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）及び５）の要件を満たす工事（新築工事、増築工事のいずれの場合も、躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の図書館、博物館、美術館、事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の建築物において、収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫、閲覧室、事務室又は会議室の合計面積が1,500㎡以上有するもの

５）構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ただし、上記４）、５）は同一工事であること。

なお、上記１）から５）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓑ　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓒ　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴ⓐの認定（上記７⑴ⓐの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員は、上記７⑴ⓐの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴ⓐの認定又は上記７⑴ⓐの一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴ⓐの近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。